

令和 8 年度教育実習生受入れについて

- 1 本校において教育実習を受けることのできる者は、原則として下記の要件を満たす者とする。

- (1) 本校の卒業生であること。
- (2) 在学大学から教育実習依頼があること。
- (3) 教員採用試験を受ける予定であること。
- (4) 大学併設の附属中・高校がないか、附属中・高校での教育実習が不可能であること。
- (5) 本校の教育方針に沿って実習を行う者であること。

- 2 教育実習期間

取得しようとする免許状の種類に応じ、原則として下記の期間とする。

令和 8 年 5 月 2 5 日（月）～ 令和 8 年 6 月 5 日（金） 2 週間

※ 2 週間を超える期間を希望する者は個別に相談する。

- 3 教育実習出願書類

- (1) 教育実習願（本校所定の書式による）
- (2) 「作文」（教職を志す決意や教育実習を行うに当たっての心構えを 8 0 0 字程度で原稿用紙に自筆で記入すること）
- (3) 大学の依頼状
- (4) 返信用封筒 2 通（宛先欄に申請者の住所、氏名を明記したもの 1 通、及び大学名、大学住所を明記したもの 1 通に 1 1 0 円切手を貼付のこと）
- (5) 麻疹に対する免疫があると医師によって証明される書類

- 4 教育実習出願書類受付期間及び出願方法

令和 7 年 6 月 2 日（月）～ 令和 7 年 6 月 3 0 日（月）に本人が書類を持参する。

また、来校時に面接を実施するので、事前に必ず教育実習担当の教員に連絡をすること。

なお、感染症等への対応により、面接等を別の方法で実施する場合もある。

- 5 選考及び結果の通知

受付後、各教科と教務部で検討し、校内選考を経て、7 月初旬に本人及び大学あてに結果を通知する。

- 6 その他

実習に当たり、教育実習にかかる実費相当額(一人当たり 3,0 0 0 円)を実習生より徴収する。